

物語り論的アプローチによる自由意思擁護論の再検討 ——諸コンテキストはそもそも／どの程度統合されねばならないのか？——

井頭 昌彦

凡例：[] は筆者による注釈、《》は文章理解を容易にするために筆者が導入したものである。また、特に指定のない（）内のローマ数字および算用数字は[野家 2007a] のページ数を指すものとする。

はじめに

本稿では、以下の課題に取り組む。

- 1 自由意思と決定論の問題に対する物語り論的対処法[野家 2007a] の整理。
- 2 上記対処法の問題点の抽出。
- 3 物語り行為の妥当性条件の再検討による、上記問題点の回避方法の提示。
- 4 物語り行為の妥当性条件に関する議論が「脱／文脈化」というトピックに対してもつ意義の整理。

なお、本論考の力点は、《自由意思と決定論の問題そのものへの回答》というよりは、《この問題に対する物語り論的アプローチをより説得的な仕方で開催すること》の方に置かれている⁽¹⁾。したがって、本論考の議論は、できるだけ物語り論に定位しその基本構造を崩さぬようにする、という方針の元で開催されている（なぜそのように物語り論に固執するかと言えば、現時点では十分に検討されてはならず、それゆえに当該問題に対して他のアプローチと比較した場合の説得性を十分に確保できてはいないものの、今後さらに練り上げていくべき価値があると筆者自身が考えているからである）。

I 論文「ホモ・ナランスの可能性」における脳生理学的決定論批判の構造

2007年に岩波書店から出版された『シリーズ ヒトの科学』⁽²⁾は、「人間とは何か?」「ヒトとは何か?」といった自己理解に関わる問いを「人間の思考にとって究極の問い」と位置づけた上で、「人間」に焦点化する文科系学問と「ヒト」に焦点化する理科系学問両方の知見や洞察をいずれも軽視することなく、「人間＝ヒトについての統一的な描像」の可能性を模索する野心的なシリーズである（v-vi）。

本論考の考察の出発点となる論文「ホモ・ナランスの可能性」[野家 2007a] は、『ヒトと人のあいだ』と題された当該シリーズ第6巻の「総論」となる冒頭論文である。野家自身の説明によれば、この論文の目的は、人間の自己認識の変容を歴史的に辿り直し、ヒトと人の差異を「自己の行為について『理由』と『責任』を物語りうる能力」(x)の有無にもとめることで「物語る

ヒト」という新たな人間像を提示すること、とされている。そして、当該論文内においてこの人間像は、文科系的「人間」観を理科系的「ヒト」観へと吸収合併しようとする「自然主義」「自然化」⁽³⁾の流れに抵抗し、「ヒトと人の間」にくさびを打ち込んで「人間性のアイデンティティ・クライシス」を克服するための防波堤としての役割を担うことを意図されている (v, 16)。

さて、当該論文に関して筆者が取りあげたいのは、この《自然主義への抵抗》という文脈の中で登場する「脳生理学的決定論」批判の議論である。野家は脳生理学的決定論の内容を次のように説明している。

もし現代の脳科学が目指しているように、心の働きが脳過程によって説明され、心的状態が脳状態に還元されるのであれば、嫉妬の果てに「殺意」を抱くことも、銃の引き金を引くことも、脳状態の因果的帰結であり、その結果としての殺人に対しても責任は問えないことになる。(19-20)

このような見解に対して、野家は (α) 非法則的一元論をベースとした応答、(β) 物語因果性をベースにした応答、という二つのルートから反論を展開している。以下、簡単にそれぞれの反論ルートを確認しておこう。

(α) 非法則的一元論ベースの反論

デイヴィッドソンによる「非法則的一元論」⁽⁴⁾は、心の哲学 (philosophy of mind) の領域において提出された見解であり、《物理科学が隆盛を誇る現代において心的事象をどのように理解すべきか》という問いに対する回答として、いまなお一定の支持者と影響力を持つ立場である。この立場の細かい内容については詳述しないが、本論考での議論にとっては、さしあたり、

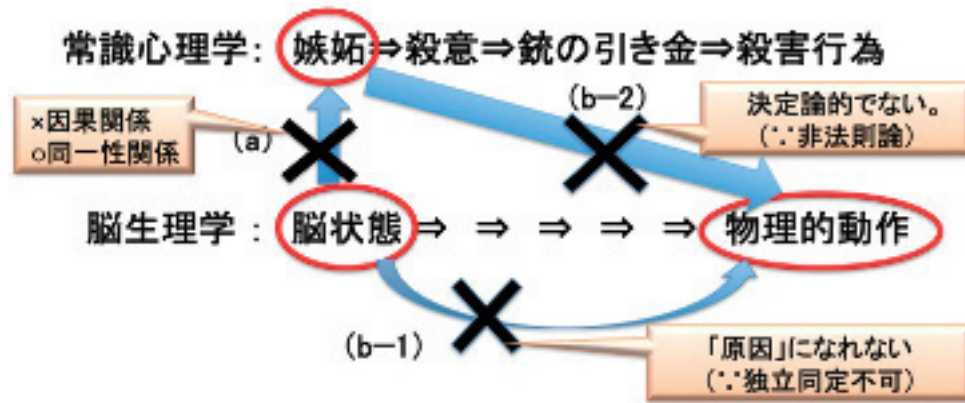
- ・ 物理的なものと心的なものとの間に厳密な法則的關係は成立しない、
- ・ にも関わらず、心的出来事と物理的出来事とはトークンレベル⁽⁵⁾で同一である、

という二つの主張をこの立場が含意していることだけ押さえておけばよい。

さて、野家は、この立場を引き受けた場合、「『自由と責任』をめぐる脳生理学的決定論に対抗する二つの帰結を導くことができる」(22) と述べる。その対抗反論は概略次のような筋立てで展開されている。

- (a) 脳状態と心的状態との関係は同一性関係である (∴一元論)。他方で、因果関係というのは二つの異なる事象の間に成立する関係である。ゆえに、「[殺意と同一とされる] 脳状態が原因で殺意という心的状態が結果した」と言うことはできない。つまり、殺意の原因を [それと同一である] 脳状態に帰する (責任を負わせる) ことはできない」(22)。**(a)**
- (b) 同一性がトークン的であってタイプのでないならば、ある行為の原因となる脳状態は「嫉妬」等の心的状態経由でしか——「その心的状態が生じていたときの脳状態」という形でしか——同定できない。他方で、独立に同定できない事象は「原因」とは呼べない (ヒューム)。それゆえ、殺害行為という「結果」に対して「原因」の位置に入りうるのは (「嫉妬」等の) 心的状態だけである **(b-1)**。しかし、心理物理法則は成り立たないので (∴非法則論)、「嫉妬」と「殺人という物理的動作」の間には決定論的な法則的關係は成り立たない **(b-2)**。

ようするに、因果的決定論に服する「脳状態」を持ち出すことで諸行為を必然化しようとする「脳生理学的決定論」に対して、殺害行為（でもなんでもよいが）やその身体運動を必然化する先行原因は存在しないと反論する、というのがここでの野家の戦略である。



(β) 物語りの因果性ベースの反論

非法則的一元論に依拠する議論とは独立に、野家は、因果言明それ自体についての分析・洞察を根拠にしたもう一つ別の決定論批判を展開している。それが物語りの因果性ベースの反論である。

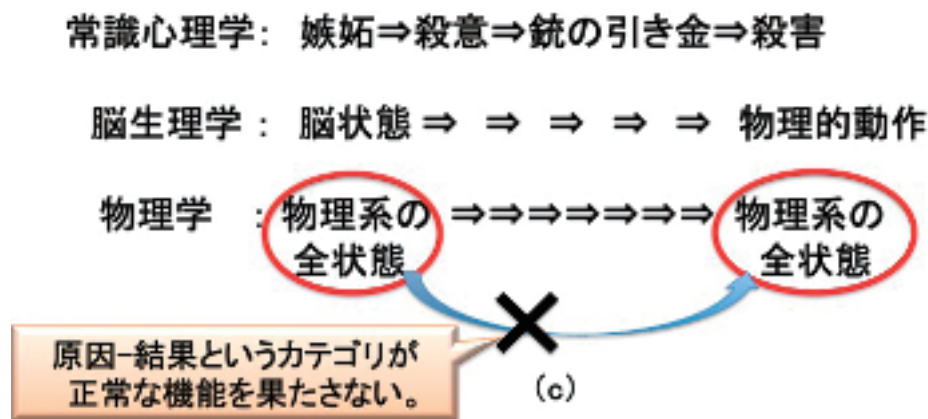
ラッセルを引きつつ野家が論ずる所によれば、「原因－結果」という因果関係のカテゴリは、以下の理由により、物理学のような成熟した科学には適用できない。まず、物理学において《時刻 t_1 におけるリンゴの落下》という事象の原因を突き止めようとしても、《先行する時刻における物理系の状態全体》という全域的な形でしか答えることができないだろう。しかも、この原因候補は先行するあらゆる時刻にわたって無数に——というのも物理状態は時間的に連続的に記述されるので——存在しており、その中から一つを選び出すための物理的基準は存在しない。それゆえ結局、「原因－結果」というカテゴリ自体が正常な機能を果たさない「空転する歯車」となってしまうのである（25-6）。

このように因果性概念の物理学への適用の問題点を指摘した上で、野家は、むしろ「原因－結果」あるいは「引き起こす (cause)」という因果性概念は、本来的には（連続的なミクロ領域に対してではなく）人間的スケールの離散的事象に対して適用されるものであり⁽⁶⁾、その意味で「生活世界の 카테고리」である、と主張する。すなわち、因果言明の形成に際して我々が行っているのは、「自然の連続的变化の中に人間的関心に従って切れ目を入れ、そこに見いだされる離散的事象を原因あるいは結果と称する」（27）ということなのである⁽⁷⁾。そして、このような《人間的関心に即してつむがれる過去物語り》を構成している基礎概念が「物語りの因果性」（27）と呼ばれるわけである。

さて、この物語りの因果性という概念に定位することで、人間的行為を必然化しようとする「自然主義」の攻撃を押しとどめることができる、と野家は考える。ようするに、ある種の自然主義者が展開する《物理的諸状態は先行状態によって必然的に引き起こされており⁽⁸⁾》、人間的行為も結局は物理状態（の一部）なのだから、人間的行為も必然化されている》とする議論に対して、

《そもそも物理的状态は因果的相関項になれない》とする反論(c)を展開しているわけである(「このような系には、正確に『原因』と呼びうるものも、正確に『結果』と呼びうるものも存在しない」(25))。野家はこのような議論を経た上で「原因－結果のカテゴリーを本来的に適用できるのは、脳状態ではなく、心的状態である」(28)と結論し、自然化の潮流に抗して「人間性のアイデンティティ・クライシス」を克服するための防波堤を築こうとするのである。

以上、本節では野家[2007a]における脳生理学的決定論(および物理的決定論)の概要を示してきた。次節では、この議論の問題点の抽出に取りかかることにする。



II 野家[2007a]における決定論批判の問題点

前節でその概要をみてきた野家[2007a]の決定論批判の要点は、ひとことで言えば、《殺害行為を必然化するような原因結果関係は存在しない》というものである。

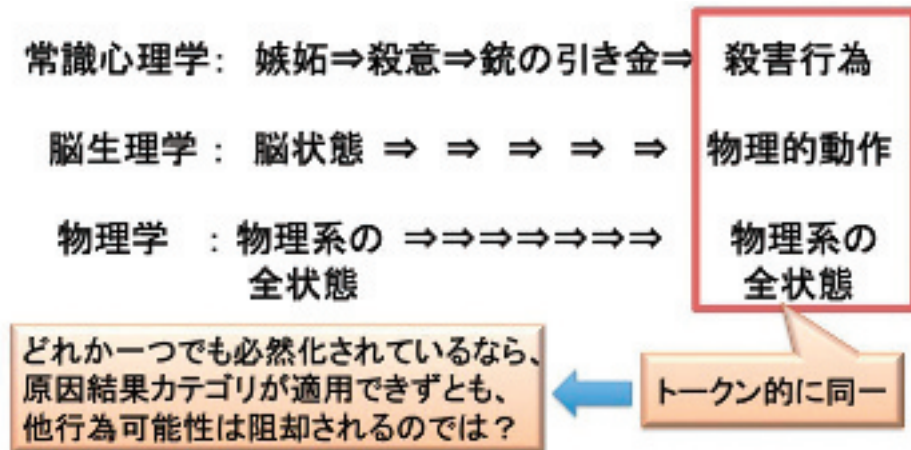
- ・脳状態⇒嫉妬⇒殺害行為という連関は×。脳状態は嫉妬の原因ではない (a)。
- ・脳状態⇒物理動作は×。脳状態は心的状態から独立には同定できない (b-1)。
- ・嫉妬⇒物理動作も×。心理物理関係は非法則論的で必然化されない (b-2)。
- ・物理状態⇒物理状態も×。物理的連続状態に適用された原因／結果カテゴリーは正常な機能を果たさない (c)。

※「⇒」は因果関係を表す。

野家によれば、仮に殺害行為と物理動作と物理状態(の一部)とがトークンの同一だということを読めたとしても、これらに対して原因として機能しつつ、結果を必然化するものは存在しないことになる。そして、これを根拠として、脳生理学決定論あため物理的決定論は成立せず自由意思は擁護される、と野家は結論するのである⁽⁹⁾。

しかし、この論証は成功していない。というのも、《殺害行為という結果を必然化する原因が

ない》ということと《殺害行為が必然化されていない》ということは別の事柄であり、かつ、自由意思を擁護するために必要なのは後者だからである⁽¹⁰⁾。すなわち、いくら《独立同定できる原因》の不在を言い立ててみたところで、《結果》に相当する事象それ自体がなんらかの仕方ですでに必然化されているならば、自由意思を擁護したことにはならないのである。それゆえ、《自由を持ち責任を問われうる存在者としての人間》というイメージを擁護しようとする野家〔2007a〕の取組みは完遂されてはいない、と結論できよう⁽¹¹⁾。



Ⅲ 物語り論的アプローチによる自由意思擁護論を修正する諸方策について

状況を整理しよう。《自由を持ち責任を問われうる存在者としての人間》というイメージは擁護可能であると野家は主張したわけだが、この結論を導くための論証は十分なものではない、と筆者は診断した。たとえば、野家が受けいれると考えられる前提だけを使って、次のような反論を展開することができるだろう（【】内は関連する前提）。

- ステップ0：野家は《殺害行為という結果を必然化する原因がない》ことを根拠に物理的決定論を否定している。
- ステップ1：決定論を阻却するために必要なのは《結果の必然化の否定》であり、《原因の不在》は十分な根拠にはならない。【非両立説】
- ステップ2：しかし、まず、物理状態が必然的法則に服しているなら、物理的状态は必然化される。【物理学の決定論性の受容】⁽¹²⁾
- ステップ3：非法則的一元論を引き受けるなら、心的状態や行為は物理系状態（の一部）とトークンの同一であることになる。【トークン同一性】
- ステップ4：状態Aが必然化されており、かつ状態AとBがトークンの同一であるなら、状態Bも必然化されている。【必然性の文脈間スライド】
- 結論：殺害行為等の「人間的行為」は、それが物理系状態（の一部）とトークン同一である限りにおいて必然化されており、自由は成立しない。

とはいえ、上記反論が対人論法的な意味において的確なものだったとしても、野家 [2007a] で示された議論にいくつかの修正や論点補強を行うことで、その着眼点を活かしつつ説得性を持ちうるような自由や責任の擁護を試みることはなお可能であると思われる。そのための方策をリストアップするならば以下になるだろう。

- (1) 自由意思の成立要件から他行為可能性を外す。物理的出来事とトークン同一である心的出来事の決定論的必然性を認め、標準的な両立説に移行。
- (2) 《物理学という極限物語り》の決定論性自体を否定。物理的事実が非決定論的ならば心的事実も非決定論的となるが、ここに自由の余地を見いだす。
- (3) 心的出来事と物理的出来事との文脈を跨いだトークン同一性を拒否。物理的出来事の必然性を認めつつ、心的出来事はそれとは無関係とする。
- (4) 可能性や必然性といった様相的特徴を物語り内在的にのみ理解可能なものとし、そもそもの《文脈を跨いだ様相水準の対立》を擬似問題とする。

これらの選択肢はいずれも検討する価値のあるものではあるが、本稿では、《物語り論的アプローチの説得的な展開》を模索するという本稿の基本方針⁽¹³⁾、「脱／文脈化」という本特集のテーマ⁽¹⁴⁾、選択肢自体の説得性⁽¹⁵⁾などを考慮した上で、特に (3) トークン同一性の拒否、および (4) 様相的特徴の物語り間スライドの拒否、という二つの路線について検討していくことにしたい。

(3) の路線とその問題点

(3) の「トークン同一性を拒否する」という選択肢は、野家が随所で出来事の同一性に関する因果基準⁽¹⁶⁾——出来事の同一性基準は《その原因となる出来事》と《それが引き起こした出来事》によって与えられる、とする考え——への共感を示している [野家 2005 : 312-314] ことから自然に思われる。というのも、原因や結果となる出来事の同一性条件を与える用語が各物語りごとに独立しているなら、物語りを跨いだ出来事の同一性について語ることはできなくなるように思われるからである。

しかし、この路線をとる場合には、野家 [2007a] で明示的に打ち出されている非法則的一元論へのコミットメントは撤回されねばならないだろう（非法則的一元論はトークン同一性を含意する）。また、しばしば野家自身が言及するように、複数の物語り論的記述は大森荘蔵の言う「重ね描き」関係を構成すると考えられるが（「複数の物語りが重ね描かれ《すなわち》関係を構成する」）、これをどのように理解すべきかわからなくなるという問題もある。というのも、重ね描きを構成する《すなわち》関係は（異なる複数の出来事の間に成立する因果関係などと対比された）一種の同一性関係であるが、そのもっとも自然な読み方は《重ね描き関係にある生理学的出来事と心的出来事の間にはトークン同一性が成立する》というものだからである。

さらに、もう一つの興味深い事例を通して、物語りを跨いだトークン同一性を一般的な仕方で拒否することの困難さを指摘してみよう⁽¹⁷⁾。たとえば、心的物語りに対して「Aさんは猫に怒りを覚えている」と記述される出来事と、生理学的物語りに対して「脳が活性化パターン a を呈している」と記述される出来事が、それぞれ所在を同じくして生じたとしよう。そこで、Aさんを右に10m動かしてみるのである。すると不思議なことに、《脳の活性化パターン a 》も

また右に10m 動くのである。これを逆にして A さんの大腦（現実的には頭蓋）を動かしても、《A さんの猫に対する怒り》の所在は同様に動くであろうし、繰り返しこの作業を行っても安定して同じ事象が生ずるはずである⁽¹⁸⁾。さて、この「不思議」な事象——であるにも関わらず《確固たる事実》と言ってよいだろう——を説明する最良の方法は、《A さんは猫に怒りを覚えている》および《大腦が活性化パターン α を呈している》という二つの出来事の間にトークン同一性を認めることであろう（タイプ同一性までは必要ない）。そして逆に、トークン同一性を認めることなしにこの事象をうまく説明することができないのであれば、それは今検討している（3）の路線に問題点を突きつけることになるだろう⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾。

（4）の路線とその問題点

以上の議論を踏まえ本稿では、（3）の路線に見切りをつけ、（4）の路線の検討に注力することにする。さて、この《様相的特徴の物語り間スライドの拒否》という路線に関しても幾つかの問題点を指摘することができるだろうが、冒頭で掲げた《できるだけ物語り論に定位しその基本構造を崩さぬようにする》という方針に鑑みて、本稿では特に、野家物語り論が大森莊蔵の過去論から引き継いだ「法則適合性」という妥当性基準との整合性に焦点を当てて検討を行いたい。この「法則適合性」という妥当性基準が提起する問題点について理解するためには、過去の実在性要件についての大森の議論から語りおこす必要がある。

まず、過去言明、すなわち過去の出来事についての主張の妥当性条件について見ておこう。この点に関して、野家は以下の《大森三条件》をそのまま採用している〔大森 1999：15，野家 2007b：156〕。

- （A）証言の一致。すなわち複数の人の想起命題の一致、少なくともその整合。
- （B）想起命題の自然法則、心理法則、経済法則等の法則との合致。
つまり、命題内容が法則外れでない。
- （C）物証。物理的世界の現在に円滑に接続する。

それぞれについて、要請される理由を簡単に見ておこう。まず、（A）の「証言の一致」については明白であろう。過去に関する個人的想起は、それがいかに《本当にあったこと》として強く思われようとも、思い違いや記憶違いの可能性がある以上、それだけをもって過去言明の真理性が確保されたと見なすことはできない（「飲み会で5千円貸した」「いや借りていない」）。大森の表現を借りれば、こういった主観的な想起を「過去命題の真理性の判定基準にすると社会生活に大混乱が起こることが必定」〔大森 1999：14〕なのであり、複数人の証言の間に不一致があった場合にはその整合性を回復する何らかの説明が要求されるのである。また、（B）の「法則適合性」については、「昨晚20時、大杉が空を飛んでいた」という過去言明の真理性が否定される経緯を考えれば理解できるだろう。現実にはありえない事柄について、その真理性を拒否するのは当然である（過去だろうが現在だろうが飛べないものは飛べない）。（C）の「物証」については、飲み会での金銭貸借を巡るトラブルが記名入りの借用書によって解決される場合などを想定すればよいだろう。これらはいずれも、過去言明の真理性を決定的な仕方で確保するものではないが、複数の根拠を組み合わせ積み重ねることで、《過去の事実》としての認定度合いを高めていくこ

とができるのである（飲み会参加者ほぼ全員の証言が得られ、自筆の借用書まで出てきたら、疑いの余地は相当希薄になるだろう）。

ただ、上記の大森三条件は、基本的には過去の《出来事》についての基準である、という点には注意が必要である。これに対して、野家物語り論は複数の出来事を《プロット》で繋いだ「物語り文（narrative sentence）」⁽²¹⁾を基本ユニットとして展開されている（たとえば「私の提案した奇襲作戦は味方の部隊を勝利に導いた」という物語り文は《私による奇襲作戦の提案》と《味方の部隊の勝利》という二つの出来事を因果関係というプロットで結びつけるものである）。したがって、妥当性基準についての議論を（大森過去論ではなく）野家物語り論に関して完遂させるためには、《プロット》についても妥当性基準を検討せねばならない。

さて、プロット構成に関する妥当性基準を検討する際にすぐ気づかれるのは、《出来事》水準において（B）「法則適合性」が要請されるなら、《プロット》の水準についても「法則適合性」が要請されることになるのではないか、ということである。たとえば、「彼は怒りを覚えたので相手を抱きしめた」という物語り文は補足説明がなければ心理法則（様のもの）と折り合わないために受け入れられないだろう（この文は怒りと抱擁という二つの出来事を《合理的理由関係》というプロットで結んでいるが、これは少なくともこのままでは理解困難である）。また「彼が祈りを込めて念じたので打球はスタンドに入った」という物語り文も、そういった作用はありえないという理由により、おそらく多くの人にとって受け入れられないだろう。したがって、物語り文に関しては、そこで言及される《出来事》が大森三条件を満たすことに加えて、《プロット》の水準でもなんらかの意味での「法則適合性」が要請されるように思われるのである⁽²²⁾。

そして、このようにプロット水準にまで話が進むと、今まさに検討に付されている《様相的特徴の物語り間スライドの拒否》という路線が抱える一つの困難が表面化してくる。というのも、物語り論の基底をなす妥当性条件の分析において登場するプロット水準の「法則適合性」は、まさに《様相的特徴に関する物語り間整合性》を要請し、そのことによって《様相的特徴の物語り内在化》と緊張関係を生み出すように思われるからである。もし、スポーツ中継物語りの妥当性を確保するために物理学物語りとの整合性が要求されるのであれば、「太郎は次郎を親の敵と認識し、自らの意思で殺害行為を実行した」という殺人事件物語りについても同様のことが言えるだろう（自らの意思による実行行為でなければ殺人事件ではなく過失致死事件になる）。そして、この殺人事件物語りのプロットが《殺害行為を実行しないこともできたにも関わらず》という他行為可能性を含意している場合、それは物理法則が含意する必然性と折り合わないとして阻却されてしまうかもしれない。つまり、「法則適合性」条件がそれとの整合性を要求する「法則」のうちに《物理法則》が含まれてしまうなら、《様相的特徴の物語り間スライドの拒否》という路線による自由意思の擁護可能性は、物語り論の基底部分をなす妥当性条件分析によってあらかじめ排除されていることになってしまうのである。

《法則適合性条件の適用範囲》についての2つの解釈

さて、様相的特徴の物語り横断性を認めるということは、複数の物語りの間での様相的諸主張に整合性が要求されるということであり、物語り横断性を拒否するということは物語り間で様相的主張の整合性は必ずしも要求されないということである（前者の道を採用するならば、二つの出来事がトークンの的に同一であるなら、それらがたとえ異なる物語りに属するもの——たとえば物理

状態と殺害行為など——であっても、帰属される様相的特徴は同一でなければならないことになるだろう)⁽²³⁾。

そして、この「整合性」こそは、野家自身が物語り論において主張の妥当性条件の基軸に据えるものである。以下の叙述を見てみよう。

この『合理的受容可能性』の概念をもう少し具体的に敷衍するならば、その内容は先の大森荘蔵さんの言葉を借りれば『現在への接続と他者の証言との一致、そして物的証拠という僅かに許された三種類の手続き』（『時間と実在』）ということになるでしょう。これはもちろん、歴史記述において『物語り』が備えるべき必須の三要件にはかなりません。僕自身はこれを、過去と現在とを時間的連続性の中で矛盾なく接続する『通時的整合性』および過去の出来事がそれと同時代の人びとの証言や物的証拠と矛盾しない『共時的整合性』という二本の座標軸として捉え直し、それらを境界条件として『物語り』は規制されていると考えています。逆に言えばこの境界条件こそが歴史をフィクションから区別する境界線であり、歴史記述が遵守すべき最低限の『論理』だと言うことができます。

[野家 2007b : 113?4]

…物語り論は歴史的真理に関して真理の対応説を放棄し、通時的整合性と共時的整合性を軸にした広義の整合説に就くのである。

[野家 2005 : 322]

ここで野家は明白に《過去自体との対応》というアイデアを退け、歴史的真理に関する整合説の立場を採用している。そして、先に見たプロット水準の妥当性基準としての「法則適合性」は、野家の言う「通時的整合性」の一部ないしその拡張として捉え直すことができるだろう。先に取りあげた「彼が祈りを込めて念じたので打球はスタンドに入った」という物語り文を例に考えてみよう。《ボールがスタンドに入る》という出来事と《彼が祈る》という出来事は因果関係によっては接続されえず、これらを組み合わせでつくられる物語り文の真理性が公認されることは（少なくとも2014年時点では）ない。すなわち、このケースにおいて2つの出来事は「矛盾なく接続」していないと判断されているのであり、この判断の背後にあるのはなんらかの（法則的）理解なのである。

しかし、この「なんらかの（法則的）理解」とは正確には何であろうか。これを《最先端の物理学理論に基づく理解》としてしまうなら、上述のように、《物語り論的アプローチによる自由意思の擁護》への道は最初から閉ざされていることになる⁽²⁴⁾。しかし、これが法則適合性条件の唯一の解釈というわけではない。これとは別に、法則適合性条件を《常識的な理解との整合性》として捉える路線が残されており、この路線をとることによって、我々の言語実践への合致と《物語り論的アプローチによる自由意思の擁護》とを両立させる見込みが出てくるのである。法則適合性条件についてのこの二つの捉え方の違いは、「整合性」が問題にされうる《範囲》を inter-narrative なものと捉えるか intra-narrative なものとして捉えるか、という点に存している。そして、もし後者の形で捉えられるならば、法則適合性という形で要求される整合性のうちから《物理法則との整合性》を除外することができるようになるため、《物語り論的アプローチによる自

由意思の擁護》の余地が残される、というのがここで検討したい筋書きである。

では、整合性の範囲を“intra”に捉えるとは具体的にどういうことであろうか。この点について検討を進めるための方途は、すでに野家自身の議論の中に含まれているように思われる。多少遠回りになるが、物語り文の妥当性を巡る全体的見取り図を描くために、「物語り自閉症」を巡る野家の論述から始めよう。

だが、このように言えば、物語り論とは同質的な物語りの内部に自足して異質なものであるいは他者を排除する概念装置にほかならず、結局は「**物語り自閉症**」とでも言うべき立場を帰結するのではないか、との反論がなされるに違いない。これはちょうど、クーンのパラダイム論に対して科学哲学の守旧派から投げつけられた批判と酷似している。これに対する物語り論からの応接は二つの立場に分かれる。すなわち、レイモン＝ピカールが「ハイ・ナラティヴィスト」と「ロウ・ナラティヴィスト」と名づけた二派である。／……一方には〈ハイ〉ナラティヴィストと呼びうる論者がおり——たとえばロラン・バルトとヘイドン・ホワイト——彼らはすべての文化は言語の内部にあるのだから、テキストと世界との相関関係を規定することは不可能である、という見解をとる。他方には〈ロウ〉ナラティヴィストがおり——たとえばポール・リクールとデイヴィッド・カー——彼らは世界とテキストとの関係が複雑であることは認めるが、なおも物語りの中で生起することと世界の中で生起することとの間の結びつきを主張する。

[野家 2005 : 318?9]

ここで争われているのは、ようするに（理論負荷性ならぬ）《物語り負荷性》の有効範囲を巡る問題であり、複数の物語り体系（narrative systems）を跨いで存在し、それへの適合が物語り的妥当性の境界条件となるような共有基盤があるか、という問題である⁽²⁵⁾。この問いに対して野家はクワインのホーリズムにおける《理論と理論外の経験》という構造⁽²⁶⁾を引き合いに出しながら「然り」と答える。

…経験を境界条件として外部に持つがゆえに、科学の全体は経験的「反証例」という異他的なものと遭遇し、それをきっかけに場の再調整と真理値の再配分という更新のダイナミズムに身をさらすのである。「科学」を「物語り」に、「経験」を「直接的体験（生きられた経験）」に置き換えるならば、このテーゼはそのまま物語り論にも当てはめることができる。／私がロウ・ナラティヴィズムの立場に身を置くのも、物語り論の構造においてクワイン的なホーリズムの構造を堅持したいと考えるからである。もし物語りが外部を持たず、自己完結したテキストの織物に留まるとすれば、歴史の物語を再記述し語り直す動機はまったくの恣意にまかされるほかはないであろう。また、物語りの中に新たな出来事を語り加える根拠も不明確なものとなるに違いない。つまり、物語りはそのダイナミズムを失うのである。／このように言えば、物語りの外部を認めることは、カントの『物自体』と同様に、歴史における『過去自体』のようなものを想定することにつながるのではないか、との反問を受けるかもしれない。しかし、それはまったくの誤解であり、ロウ・ナラティヴィストの立場はかかる外部の実体化とは無縁である。

[野家 2005 : 320-321]

以上に示される野家の立場は明確であろう。すなわち、「物語り自閉症」から帰結する《ズブズブの相対主義》に対しては、貫物語り的な境界条件を立てた上で共時的／通時的整合性に基づく客観的判断の可能性を主張する一方で、《物語りの外部を認めること》と《過去自体を認めること》とを明確に区別することで反實在論的立場それ自体については堅持するわけである。ここで重要なのは、「物語り自閉症」を回避するための条件として持ち込まれている「共時的／通時的整合性」なるものは、《複数の物語りの間の整合性》ではなく《それらが共に立脚すべき基礎情報との整合性》である、という点である（後述するように、ここに「整合性の範囲を“intra”に捉える」という路線を理解するための手がかりがある）。

この《物語り横断的な境界条件》についてもう少し検討しておこう。野家はこれを非言語的な「直接的体験（生きられた経験）」としているが、このような捉え方に対しては〔山田 2012〕に明確な反論がある。関連する箇所を引用しておこう。

…物語りの外部としての「直接的体験」は、物語りに改訂をもたらしうるものでなければならない。そして、改訂をもたらし力を持つためには、直接的体験は何らかの内容をもたなければならない。さらに内容をもつためには、分節化され命題化されている必要がある。変則事例が「変則事例」たりうるのは、それが理論内部の命題と何らかの齟齬をきたすがゆえであり、他の命題と齟齬をきたしうるのは命題のみである。同様に、直接的体験はその体験内容が分節化され、命題化された時にはじめて物語りの改訂を促しうる内容をもつことができるのである。

〔山田 2012：446〕

野家は、『科学の解釈学』において、このような意味での共役不可能性テーゼ〔＝理論間比較を不可能にするものとして極端に強く解釈されたそれ〕に対する歯止めとして、科学的なパラダイムの変化と連動しない「生活世界の分類整序体系」〔野家 1993：99〕を「学問一般の普遍的〈意味基底〉」として提示したのであった。そうであれば、歴史の解釈においても、異なる歴史の物語りが共認不能となってしまうためにそのような物語りの変化と連動しない分類整序体系が必要となるであろう。このような分類体系によって、「分節化されて語りうるが、いまだ歴史的な文脈の中に位置をもたないがゆえに物語りえない過去の出来事」が語られることになる。

〔山田 2012：447／本引用箇所における〔〕部は原文のもの。〕

細部を省略してまとめるならば、山田が述べているのは、《物語りの変化と連動しない「直接的体験」なるものは、それが正当化の境界条件を構成するのであれば、理由の空間内に位置づけられ概念的な分節化を受ける必要がある》ということであろう。この結論には筆者も基本的に賛同したい。

さて、山田の指摘によって、物語り自閉症を回避するために《物語り横断的な境界条件》として持ち込まれた「基礎情報」——《物語りの改訂をもたらし境界条件》あるいは「物語りの変化と連動しない分類整序体系」——それ自体も、概念化され構造化された一つの言説でしかない、ということが確保されたことになる。そして、その具体的内容は、山田が野家の議論の中に的確に見て取っているように、《生活形式に根付いた言説の集合体》として理解することができる。

ろう。具体的には、「私は盲腸の手術を受けたことがある」⁽²⁷⁾「私は今朝朝食を食べた」といった、日常的・常識的な用語で語られる／特定の洗練された物語りシステムに組み込まれる以前の言明群がそれに相当する（上述の引用個所の二つ目で、「生活世界の分類整序体系」が「共役（通約）不可能性テーゼへの歯止め」として言及されていることを改めて確認されたい）。

そして、野家のロウ・ナラティヴィスト路線が「複数の物語り体系（narrative system）を跨いで存在し、それへの適合が物語りの妥当性の境界条件となるもの」として提示すべきものがこうした《日常的・常識的な生活形式言明》⁽²⁸⁾であるならば、いま問題になっているプロット水準の妥当性条件としての「法則適合性」についても、同様の観点から理解することができるだろう。物語り文において言及される二つの出来事の間には何らかの関連性や繋がりが求められる（要するに《プロット》がなければならない）が、「彼は怒りを覚えたので相手を抱きしめた」「彼が祈りを込めて念じたので打球はスタンドに入った」といった事例の不適切性が示すように、それは我々に理解できるようなものでなければならないし、常識的に考えてありえないような繋がりであってはならない。《祈ったからといってそのことがホームランになるか否かに影響することはできない》《2分で海の向こうの遠い国から駆けつけることはできない》《人は自力では飛べない》といった考えは、常識的理解として我々の生活形式に深く根付いており⁽²⁹⁾、これにあからさまに反するような物語り文を妥当なものとはみなすのは難しいだろう⁽³⁰⁾。別の言い方言えば、プロット水準で要請される法則適合性は《常識的理解との整合性》という形で捉え直すことができるのである。

ここまでの議論が一貫して物語り文の妥当性条件を《複数の物語りの間の整合性》ではなく《それらが共に立脚すべき基礎情報との整合性》に定位して与えていることからわかるように、ここで提示されているのは《整合性が問題にされうる範囲を“intra”なものとして捉える》という路線である。このように《intra 整合性》を基軸に据えた妥当性条件理解に定位するならば、我々が物語り文を受容したりしなかったりするという言葉実践上の事実に対する十分な説明（整合性概念に定位した妥当性条件の説明）を与えつつ、他行為「可能性」の余地を残すことができるようになる。なぜなら、プロット水準の妥当性条件としての「法則適合性」や「整合性」は、それが《常識的世界像との合致要請》という仕方理解された場合には、必ずしも諸行為の必然化をもたらすものではないからである⁽³¹⁾。《心的出来事や行為と物理的出来事との間のトークン同一性を否定する》という路線に多くの困難がある以上、《自由を持ち責任を問われうる存在者としての人間》というイメージを物語り論経由で擁護する道を模索するのであれば、追求すべきはこのような方向性であろう^{(32) (33)}。

これまでの議論のまとめ

本節の議論が長大なものとなったため、全体の議論の流れをまとめなおしておこう。

野家[2007a]を入り口として本稿で検討されてきた主題は《自由意思の擁護可能性》であった。そして、野家が採用する物語り論的アプローチは、実際、この主題への取組みとして大きな魅力を持っている。というのも、《我々に見てとられるのは実際になされた行為であってその様相的特徴ではない》という点を踏まえるならば、「彼の殺害行為は不可避なものだったのか」といった様相的判断の問題は《当該行為をどういう様相的文脈におき入れるか》という問題と密接に関わっており、そしてこの「様相的文脈」を与えるものを《物語りシステム》として捉え直すこと

で見通しの良い描像を与えることができるからである。

そして、野家は、因果関係に焦点を当てた上で、「非法則的一元論」や「物語りの因果性」というアイデアを参照しつつ、行為を相関項とする因果言明を生理学や物理学の文脈において主張することはできない、という診断を下す。別の言い方をすれば、行為を必然化するような（生理学的／物理学的）原因は存在しない、とされるのである。これが、野家〔2007a〕において展開された《物語り論的アプローチからの自由意思擁護論》の概要である。

しかし、本稿第Ⅱ節において論じられたように、この議論によって《自由意志の擁護》というタスクを遂行することはできない。というのも、《殺害行為という結果を必然化する原因がない》ということと《殺害行為が必然化されていない》ということは別の事柄だからである。いくら《独立同定できる原因》の不在を言い立ててみたところで、「結果」に相当する事象それ自体がなんらかの仕方ですでに必然化されてしまっているならば、決定論を阻却したことにはならない。実際、もしトークン同一説を引き受けるならば、物理状態と行為との間のトークン同一性を經由して、物理状態の持つ必然性を行為にスライドさせることができってしまうように思われるのである。

本節では、こうした問題提起を踏まえ、なお物語り論的アプローチの元で自由意思擁護論を展開するための更なる方策として、

- ・ 諸行為と物理系状態（の一部）とのトークン同一性を認めつつ、
- ・ 物理系状態に帰される様相的特徴は、《それとトークン同一ではあるものの、別の物語りに属する事象》にはスライドしないとする、

と考える方向性について検討してきた。そして、物語りの妥当性条件としての「法則適合性」や「整合性」について考察を行った上で、それを《常識的世界像との合致要請》という形で捉え直すという方策をもっとも有望な路線として提示するに至ったのである。

もちろん、こうした本稿の議論は、自由意志と決定論の問題そのものに関して十全な結論に至るために論じられるべき多くの点を積み残している。たとえば、すでに述べたように、《様相的特徴の物語りの横断性を拒否する》ということは、《複数の物語り間で様相的主張の整合性は要求されない》と主張することであり、《整合性》という妥当性基準の有効射程を限定することである⁽³⁴⁾。この（非實在論的な）様相理解を十全に擁護するためには、少なくとも、様相の形而上学を巡る諸議論との接続可能性を吟味し、その中で対抗仮説に対する優越性を示す必要があるが、冒頭に掲げた通り本稿において設定された課題は限定的なものであり、更なる作業については別稿に譲ることとする⁽³⁵⁾。

Ⅳ 本稿での議論と「脱／文脈化」論との関係について

第Ⅲ節冒頭で提示された決定論擁護論証は、物理状態と行為の同一性および様相的特徴の物語り横断性を認めるならば、人間的行為の必然化は避けられない、とするものであった。これに対して、再反論ルートとして主に検討された(3)(4)の路線は、それぞれ物語り横断性を部分的に拒否することによって、《人間的行為の必然化》という帰結を回避しようとするものであった（(3)は出来事の同一性の横断性を否定し、(4)は様相的特徴の横断性を否定している）。そして、《できるだけ物語り論に定位しその基本構造を崩さぬようにする》という方針に即して、物語り論を構成する様々な論点との整合性について吟味した結果、(4)の路線がより低コストであると診断

され、この方向性で自由の擁護可能性が模索されてきたのであった。

このような議論は、「脱／文脈化」という本特集のテーマに対してどのような意味を持つだろうか。最後にこの点について、特に第Ⅲ節で展開された「物語り横断性」「物語り間整合性」についての検討内容を中心に、簡単な関連づけを行っておきたい。

現代に生きる我々は、すでに生理学物語り、物理学物語り、歴史物語り、心理学物語り等々の多様な物語り群によって取り囲まれている。そして、それぞれの物語りは、そこに含まれる諸概念（大脳基底核、素粒子、第二次世界大戦、怒りや思考等々）からなるネットワークによってある程度の安定性を保ちつつ、（概念の新規創出も含めた）秩序の更新を続けている。その意味で、本稿で取りあげてきた「物語り」は本特集のカギ概念となっている「文脈」とほぼ同義なものとして理解することができる（「文脈」は「そうでなければ無秩序に散乱している諸要素（ヒト・モノ・情報）を相互に関連付けようとする不断の試みの結果」であり「当該事象に外在するというよりも、当該事象のただ中で、絶えず生成されなおされ続けているのだといえるだろう」先端研 HP より）。このことは、物語り論が固定化された内容としての「物語（story）」ではなくそれを紡ぎ出す言語行為としての「物語り（narrative）」こそを基本単位としていること、そして、物語り行為が人間的関心に基づいて《出来事》をピックアップし《プロット》を紡ぎ出すという創造的な営みであることを考えれば、十分に理解されるだろう⁽³⁶⁾。

さて、この「文脈」を形づくっている基本ユニットとしての物語り行為とは、狭義には《二つの時点の出来事に言及し、その間の関係（＝プロット）について述べることで歴史叙述に寄与する言語行為》であり、物語り論は、そうした物語り行為の妥当性条件やネットワーキングに際しての制約条件についての説明を与えるものであった（たとえば、第Ⅲ節で取りあげた《過去の出来事の実在性に関する大森三条件》や《通時的／共時的整合性要件》は物語り文の構成要素としての《出来事》が満たすべき条件を指定するものであるし、そこからさらに進んで検討された法則適合性条件の物語り横断的適用についての議論は《プロット》が満たすべき条件についての検討と理解されるべきものである）。こうした議論が、本特集の基本的問題意識、すなわち『「文脈化」と『脱文脈化』がどのような関わり合いを繰り返しているのかを追跡し、それらが人文社会科学の理論にどのような再構成を迫るのか⁽³⁷⁾という論点に対して持つ意義はもはや明確であろう。

一つの示唆は、こうした、物語り構築／文脈形成が「人間的関心」に導かれて遂行されている、という点の指摘から得られる。物語り論が提示しているのは、我々を既に取り囲んでいる物語りを（独立自存の実在世界との対応としてではなく）《問題解決の営みの中での暫定的回答》として捉えるという包括的理解の仕方であり、そのようにして編まれた諸物語りが相互にどのような関係を取り結んでいるか／取り結ぶべきかについての考察の端緒である。こうした議論を通して、それぞれの研究者自身の議論が位置づけられている「文脈」そのものに対する反省の視座を確保することが、その文脈そのものの発展にとって重要な契機となるだろうし、学際融合研究の必要性や意義（や困難）が盛んに取りざたされている昨今においては、こうした取組みの重要性はますます増大しているのである。

注

(1) 他方で、「自由意思と決定論の問題」「因果性の形而上学」に関するオリジナルで説得的な主張の展開、と

いった課題については本論考では取り組まない。

- (2) シリーズは、人類学・霊長類学者、ロボット工学者、精神医学者、心理学者、社会学者、哲学者がそれぞれ代表編者となって様々な学問分野の視点からの論文や対談を収めた6冊の書籍、および編者全員による共同討議の記録からなる別巻1冊が刊行予定である。
- (3) 「自然化」「自然主義」に対する野家の理解については以下を見よ。

自然化とは、人間の事象は自然現象に他ならず、したがって自然科学的説明が適用可能である、とする考え方のことである。(145)

加えて倫理学的自然主義の唱道者は「倫理的なものは自然的なものである、言い換えれば倫理的性質は自然的性質である」という見地から「世界の中には、事物に関する自然主義的概念図式へと還元できない、またそれによって説明し尽くせないいかなる価値もの存在しない」と主張する。すなわち、善悪正邪等の倫理的価値もまた自然的性質にすぎず、最終的には自然科学的概念によって説明可能だとされるのである。(15)

なお、現代哲学における自然主義は必ずしも《自然科学への吸収合併》を含意するものではないが、この点は本論での議論に影響しない。哲学的自然主義については[井頭 2010]を、また特に形而上学的な諸問題と自然主義の関係についてはRoss&Ladyman&Kinchaid [2013]を見よ。

- (4) デイヴィッドソンは心的出来事と物的出来事の関係についての諸理論を《法則的關係の成立不成立》《存在者としての同一性關係の成立不成立》という二つの分類軸を用いて4つに分類している[Davidson 1970: 213-4, デイヴィッドソン 2006: 272-3]。それによれば、心的出来事と物理的出来事の間に法則的關係と同一性關係の両方を認める立場(唯物論／心脳同一説)、心的出来事と物理的出来事は同一のものではないが法則的關係は成り立つとする立場(心身平行説／心身相互作用説／随伴現象説[の一部])、同一性も法則的關係も否定する立場(デカルト主義)、のいずれとも区別されるものとして自身の非法則的一元論が位置づけられることになる。

- (5) 「タイプ／トークン」というのはC・S・パースに由来する記号論上の区別だが、ここでは「事物の一般的な種類／その個別具体例」と理解しておけばよい。たとえば、“Rose is a rose is a rose is a rose.”という文字列の中には、(ある意味では)3つの異なる語があると言えるが、(別の意味では)10の異なる語があると言うこともできる。前者の個別化基準がタイプ的で後者がトークン的である。[Wetzel 2006]を参照。

非法則的一元論との関係では、たとえば、個別の怒りトークンにはそれぞれ別の脳状態トークン等が対応する(同一である)が、「怒り」という心的状態タイプに一般的に対応するなんらかの脳状態タイプがあるわけではない、といった事態を考えておけばよい(法則的關係は一般的に言ってタイプ間の関係である)。

- (6) ようするに、「～が～を引き起こした」という文の空欄部分を埋めるべき因果的相関項は、《太郎の殺意》や《殺害行為》といった(おそらく言語による)時間空間的局在化が可能なものだけだ、ということである。なお、因果性に関する近年の形而上学的研究においては、因果的相関項の数を2つとする従来の考えの他にも、3つないし4つとするヴァリエーションも提出されている。この点に関する整理については、たとえば[Shaffer 2005]を参照のこと。

- (7) たとえば、《フリーザによるクリリンの殺害》という出来事の原因としては、物理的観点からは《クリリンの出生を含む世界の全状態》《フリーザの出生を含む世界の全状態》等々の無数の候補が同等なものとして挙げられうるが、人間的関心に照らして考えるならば、意味をなす因果的相関項として摘出されるのは《フリーザの殺意》や《フリーザのいらだち》などだけだろう。このような因果観に近いものとして、いわゆるAgency Theoryを挙げることができる。たとえば、[Menzies&Price 1993]を参照のこと。

- (8) 《物理的諸状態の生起》ではなく《生起確率》に定位してもほぼ同様の議論が展開できる。
- (9) 同様の議論は[千葉 2012]にも見られる。
- (10) [野家 2007a]における脳生理学決定論批判の議論は、非法則的一元論や原因同定に関するヒュームの基準、物語り論的因果性理解、といった様々な前提の上に成り立っている議論であり、それらの前提のいずれかを攻撃することによって反論を展開することはもちろん可能である。しかし、本論考ではそういったルートはとらずに、むしろ《これらの諸前提を受け入れたとしても脳生理学的決定論を阻却することはできない》と主張することで反論を開始したい。
- (11) この診断は、他行為可能性が自由の要件であるということを前提としている。後述するように、この要件設定自体にはもちろん議論の余地があるが、[野家 2007a]の議論に対する批判的検討を行う上ではこれを前提してよい。というのも、以下に見られるように、野家は自由を非両立說的に理解しており、その上で、《行為を必然化するような原因結果関係は存在しない》という分析に基づいて決定論の阻却を試みているからである。

…互いに応答可能な間柄にない人間とゴキブリの間には、たとえ踏みつぶしたとしても責任は生じない。同時に、応答可能性があったとしても『複数の選択肢のなかから、ある理由（わけ）にもとづいて選ぶ、ということがありえないところでは、責任は生じえない』のである。自然の因果連鎖によって他の行為がなしえなかった場合には責任は問えないのであり、先に触れた筋肉の痙攣や泥酔状態がそれに当たるであろう。逆に言えば、責任を問いうるためには、行為選択の『自由』あるいは『意志の自由』が保障されていなければならないのである。(19、強調井頭)

通常、自由と決定論を巡る問題に関しては、自由と決定論が両立すると考えるか（両立説）両立しないと考えるか（非両立説）で大きく立場が分かれる。両立説の立場を採る者が決定論と矛盾しない仕方で自由の要件を設定する方向に向かう（他行為可能性を外した所で責任帰属要件を模索するなど）のに対し、非両立説的立場はさらに、自由の否定を主張する「強硬な決定論（hard determinism）」と決定論を否定する「自由意思説（libertarianism）」とに分かれる。諸立場の見取り図については、[美濃 2008]、[門脇 & 野矢 2010]、[鈴木ほか 2014]を参照。

- (12) 決定されているのが「事象の生起そのもの」ではなく「事象の生起確率」であっても、議論の構造は基本的には変わらない。本稿注16も参照。
- (13) これは主として(1)を検討しない理由に関わる。この路線は《自由意思と決定論の問題》そのものに定位する場合にももちろん重要な選択肢になるが、《物語り論的アプローチの説得的な展開》を重視する場合には事情が異なってくる。というのも、私見では、このアプローチの真価と魅力は《我々の信念体系内に含まれる複数の相容れない（ように見える）叙述の存在》を整合的に処理してくれる所にこそあるからである。
- (14) これは(3)および(4)の選択肢が持つ意義に関わる視点である。というのも、出来事の同一性や様相的特徴を《物語りを跨いでスライド可能なもの》とみなすか否かについて論ずることで、複数文脈の存在を前提にした上でなされる「脱／文脈化」に関する議論にとって重要な文脈横断性や文脈間整合性といった考えについて示唆を与えることができるからである。
- (15) これは主として(2)を検討しない理由に関わる。この選択肢の採用はいわゆる物理学の完全性テーゼ——「全ての物理的出来事あるいはその見込み（chances）は、物理法則に従い、先行する物理的出来事によって決定される」[Papineau 1993: 16]——の否定に帰着するように思われるが、これには大きな困難が伴う。以下を参照のこと。

……私見では、前者 [=物理学の完全性] を攻撃することによって物理主義を批判することには大

きな困難が伴う。というのも、物理的事実であることが承認されているにも関わらず、その時点での物理学理論によってその生起を説明できないようなもの（アノマリ）が発見された場合、物理学者達はそれを取り込めるように物理学理論を発展・改変させてしまうからである。別の言い方をすれば、物理学とはそもそも「完全性」という性質を持つように意図されている学問なのであり、それゆえ「完成された物理学（そういったものがあるとして）において説明されえないような物理的事実がある」という主張は語義矛盾とも言えるものになってしまうのである（完成された物理学理論において説明されえない事象は単に「物理的事実ではない」として排除されることになる）。したがって、「完全性という性質を満たす学問としての物理学」という構想そのものの可能性を何らかの仕方で否定する場合を除いて、この路線で物理主義を批判するのは困難であると思われるのである。

[井頭 2010 : 179-80]

また、非決定論的ランダム性を持ち込むことで自由を確保することはできないし [Inwagen 1998]、さらには言えば、この路線で自由意思を擁護できるのであればそもそも「物語り論」などという道具立てを持ち込んでくる必要はないであろう。

- (16) ただし、この考え自体には問題点が指摘されている。それは、出来事 e と e' との同一性を担保するには、それぞれの原因となる出来事 c と c' の同一性を担保せねばならないが、これを担保するには、それぞれの結果、つまり e と e' の同一性を担保せねばならず同一性基準が循環してしまう、というものである（この因果基準の問題を巡る論争については Davidson [1969]、Quine [1985]、Davidson [1985] を参照のこと。また、この論点に関しては、伊佐敷 [2005] に丁寧な検討がある）。野家はこの問題の存在を認識してはいるが解決への道筋を示しておらず、この点で課題を残していると言える。なお、筆者自身としては、(i) まず、出来事の同一性基準を《各物語り内在的な用語を用いた因果基準》で捉えた上で（それゆえこの段階では同一性基準の物語り横断的適用は不可能）、(ii) 次に物語り間で時間空間的同定基準の元での出来事同定が共有されている限りにおいてそれを物語り横断的基準として追加援用して出来事の横断的同一性を確保する、という二段階路線に魅力を感じている。いずれにせよ、出来事の同一性に関しては、物語り横断的基準が存在するということを最初から当然視せず、実際の言語実践においてどのような同一性基準が用いられているかを個別に見る人類学的調査も参照すべきであろう。
- (17) 下の考察は、2006年日本哲学会における筆者の発表（「〈最小限の自然主義〉と多元論的自然主義の可能性」）に際して、塩谷賢氏から「ローダブルネス現象」として指摘された論点を具体例によってアレンジしたものである。氏に感謝する。
- (18) ただし、《位置操作が物語りを跨いで連動する》というこの「ローダブルネス現象」は、時空的位置を指定できないような仕方で措定された出来事（「神の怒り」等）や操作可能性を持たない出来事（「ビッグバン」等）については成立しない。それゆえ、この議論によって《物語りを跨いだトークン同一性》の承認を強要できる範囲は限定的なものでしかない。
- (19) なお、《物理的出来事が必然化されていたとしても、それに対する心的記述ないし行為記述は複数可能である》という見解（解釈の不確定性テーゼ）に訴えることで、物理的出来事と心的出来事ないし行為の同一性を否定して問題を回避することは、少なくとも《非両立論的な自由の確保》を目指す限り有効なものとは言えない。たしかに解釈の不確定性テーゼを認めるならば、たとえば「ある物質群が別の物質群と距離 r まで接近した」という仕方で記述される出来事が必然化されたとしても、それを心的記述ないし行為記述の文脈で「殴った」と記述すべきか「意図せず顔に手が当たってしまった」と記述すべきかは一意的には決まら

ないだろう。しかし、このやり方で確保されうる《他行為可能性》は自由意思説論者が本来確保すべき他行為可能性よりも随分狭いと言わざるを得ない。というのも、たとえばこのケースでは「接触せずに立ち去る」という選択肢は許容されていないからである。

- (20) じつは、この点が、《様相的特徴の物語り間スライド》を否定する方がよりコストが低い、とする本稿の診断の一つの根拠となっている。というのも、可能性や必然性という様相的特徴の成立はそれ自体現実を確認できる事象ではないため——確認できたら現実性になってしまうだけだ——物語り横断性を否定することによって説明が困難になるような《確固たる事実》はこの様相的特徴のケースでは存在しないからである（この点については《物理法則と矛盾する事象は生じえない》と《物理法則と矛盾する事象は現実には生じない》との区別を意識することが論点理解の助けになるかもしれない）。それゆえ、様相的特徴の物語り横断性を拒否することのコストは、出来事の同一性のケースに比して少ない、ということができよう。
- (21) 野家はダントーに依拠して「物語り (narrative)」および「物語り文 (narrative sentence)」の定義をそれぞれ「ある出来事を別のものといっしょにし、またある出来事を関連性に欠けるとして除外するような、出来事に付加された構造」および「少なくとも二つの時間的に離れた出来事を指示し、そのうちの初期の出来事を記述する」という形で与えている〔野家 2007b : 78〕。
- (22) 〔野家2007b : 158-159〕では過去物語りの妥当性基準は大森三条件で与えられるとされており、プロット水準での基準を検討する必要性が認識されているかは不明である。
- (23) なお、先に取り上げた《トークン同一性を否定する路線》との関係を理解する上で重要な点として、《様相的特徴の物語り横断性を承認するためには、その前提として、出来事の物語り横断的なトークン同一性が要請される》ということを描き出すべきだろう。この点は、ある生理学的出来事が必然化されているとして、その必然性をスライドさせるべき《スライド先の出来事》がどのように抽出されるか、と考えてみれば理解されよう。それはまさに《スライド元の出来事》とトークン的に同一な出来事であるはずだ。逆に、様相的特徴のスライド元とスライド先がトークン的に同一でなければ、様相的特徴をスライドさせるべき理由も不明になってしまうだろう。それゆえ、《様相的特徴のスライド可能性》に関する問題をトリビアルなものにしないために、少なくとも様相的特徴のスライド可能性が問題になるような出来事間については、トークン同一性が承認可能である、という前提でここでの議論は進められている。
- (24) そのように捉えるためには、因果言明の妥当性を判定する人は物理学の専門家である必要があるし、また、現代の物理学によって念力の不可能性が含意されている必要があるように思われる（そしてそれは非現実的かつ事実と反するように思われる）が、この方向から法則適合性を intra-narrative system であるものとして捉える路線を擁護することはここではしない。
- (25) ただし、この引用箇所の問題になっているのは複数の歴史物語りが競合するケースであり、異なる複数の学問分野が競合するケースではない。
- (26) ただし、クワインのホーリズムがこの二分法を不可避のものとして要請するか否かについては別途議論されるべき事柄である。筆者自身は、観察文に関する理論負荷性の問題を巡る晩年の論考〔Quine 1993〕を踏まえるならば、少なくとも要請される「理論外の経験」が非概念的なものであるという点に関しては否定的に答えられるべきだと考えている。ただし、この理解が正しかったとしても、その含意は《境界条件となる経験》がすでにして概念的な分節化を受けていることの指摘に留まり、そのような境界条件の存在自体を否定するわけではないため、本文での議論は維持可能である。
- (27) これは〔野家 2005〕に対する野矢茂樹氏による書評（『科学哲学』 vol. 31-1）から借用した事例である。
- (28) もちろん、「日常的・常識的な生活形式言明」といえども、それ自体としては絶対的な不動性をもっている

るわけではないし、歴史的発展のうちで改訂をされることもありうるだろう。それが特権的な役割を担っているのは、あくまで、慣用によって積み重ねられ沈殿していることによって強固な安定性（歴史的アприオリ性）をもっていることによるのであり、その点を除けば生活形式言明からなる言説もまた一つの物語りであるという点は変わらない（それゆえ、本文で検討されている路線を「様相的特徴を“intra”に捉える」路線として表現することは少々ミスリーディングであるかもしれない。妥当とされている物語りシステム全ての間で整合性を確保する必要はないとしても、「学問一般の普遍的〈意味基底〉」としての《基礎物語り》との整合性は要請されるからである）。なお、こうした歴史的アприオリ性をもった基礎物語りを能動的に改訂する方策については〔井頭 2012〕で検討されている。

- (29) ただし、これらの理解を《物理法則との整合性》という観点から捉えることも、もちろん可能である。本稿の議論によっては、《法則適合性》を物理法則との整合性要求という形で捉える理解の余地は排除されていない。
- (30) とはいえ、地動説や大陸移動説の例を引くまでもなく、常識的理解は覆されうるし、実際にしばしば覆されてきた、ということもまた疑いえない人類史の事実であろう。それゆえ、《常識的理解との整合性》という妥当性条件は、絶対的で固定的な境界条件としてではなく、それを否定するためにはそれ相応の別ルート論証が求められるような《デフォルトの要件》として捉えられるのがよいだろう。このような緩やかな基準設定は、出来事水準での妥当性条件として言及された大森三条件が同様の仕方で機能していたことに鑑みれば、ひとまず許容可能であろう。いずれにせよ、ここでの議論のポイントは、プロット水準での妥当性条件を《物理法則との整合性》としてではなく《常識的理解との整合性》として捉え直すことが可能であるという指摘にあり、妥当性条件の強固さに関する議論は重要ではあるもののここでは棚上げしておくことが許されるだろう。
- (31) 必然化の回避という観点からみて特に重要なのは、この常識的理解は、なんらかの個別具体的な行為を不可能なものとして阻却することはあっても（「～のようなことは現実的には起こりえない」）、なんらかの個別具体的な行為を必然的に生起するものとして提示することはないように思われる、という点であろう。ただし、我々の常識的理解にこのような特性が実際に備わっているか、またそれは普遍的に見られる特性なのか、といった点については、社会学や人類学による経験的調査を待たねばならない。
- (32) 本稿では、様相的特徴の物語り横断性を否定する議論を展開してきたが、それはあくまで《必ずしも要求されない》という水準の話であって、様相的特徴が横断性を確保するような仕方で一方の物語りが改変されるという事態が生じること自体は否定されていない。実際、熱現象の分子運動論への還元、光や放射熱現象の電磁気学理論への還元など、複数の物語りの間で積極的に横断的取り込みを行うことによって実り豊かな成果を生み出した事例は歴史上数多くあるだろう。
- なお、井頭〔2010〕で擁護した多元論的立場を維持するためには、この《必ずしも要求されない》の水準で十分である。さらに言えば、井頭〔2012〕で提唱されている「概念エンジニアリング」の可能性を視野に入れた場合には、こうした「物語り」や「文脈」——要するには諸実践を成立させている概念ネットワークのことである——の統合を視野に入れた改変の可能性は、積極的に承認されるべきものであると言えよう。
- (33) もちろん、ここで次のような疑問が生じるだろう。ある意味で特権的とも言える《物語り横断的境界条件》という役割を担うのは（常識心理学をはじめとする）常識的物語りだけだ、とする主張は正しいのであろうか。また、この主張はどのような根拠を持っているのだろうか。これらの問いに対して、たとえば、《我々の言語学習はまず常識的物語りから出発するのであり、洗練された歴史学や物理学の物語りはそこから派生するものだからだ》といった議論を持ち出したり、「科学的描写は単に歴史的にのみならず認識的にも日常

描写を基にして描かれているのである。日常的描写に『重ねて』描かれるのである」[野家 2005: 243] という形で答えることは、十分な論拠づけにならないように思われる。というのも、常識的物語りそれ自体が一定の歴史的経緯のもとで成立しているものであり、仮にそれとの接続可能性がある時期において《物語り横断的境界条件》として機能していたのだとしても、その後も引き続いて同様の機能を果たし続けるかはわからないからである。たとえば、新たに基礎物理学の物語りを《物語り横断的境界条件》の位置に据えて周辺の物語り群を編成し直すことは少なくとも可能であり、また、実際の科学的文脈においてはそのようなすることがむしろ合理的と見なされているだろう（このような仕方では物理主義的描像を展開することは可能であるし、一定の説得力を有していると筆者は考える。ただし、この種の物理主義はエンジニアリングの結果であるという意味で反実在論的物理主義であり、《探求に先立って世界の側で成立している原理的構造を物理学が写し取っている》と考える表象主義的ないし実在論的物理主義とは一線を画すものであることには注意せねばならない。つまり、このケースでは、物理的記述からなる因果的ヒストリーは、《神の目から見た理想的年代記》としてではなく、《人間によって編み出された理想的年代記》として機能するのである。そして、このような境界条件設定は、現象学や物象化論における度重なる批判にも関わらず、それが実在論と切り離されている限りにおいてそれ自体として問題を含んでいるわけではない、と筆者は考える）。したがって、この点に関する本稿の主張はあくまで、《日常的描写／常識的物語りととの整合性》を物語り横断的境界条件として設定することが可能であること、および、その路線が自由意思擁護のための1つの方策になりうることの指摘に留まり、この路線自体の妥当性や説得力は擁護されていない。

- (34) このような理解は、《真理たるもの、全体として整合性を保持していなければならない》という強固な直観との不整合が疑われるため、この路線を採用場合にはさらなる説明タスクが発生するように思われる。この点は、野家が一連の議論において陰に陽に支持を表明しているプラグマティズムや反表象主義——ここでは真理や妥当性を《認識独立な実在との対応》という観点から理解することに反対する立場——を採用した場合にも問題になりうる。たとえば、現代的プラグマティズムの主唱者の一人であるプライスは、真理に関してラディカルなデフレ主義を採用するローティを批判しつつ、《真理はそれに照らして事実性評価が行われる実体的な「答え」ではないが、意見の不一致がある時にそれをそのまま放置することを許さず、意見の合致に向けて人々を動機づける役割を果たす「規範」である》と論じ、我々の言説実践を分析する限りこのような真理機能を否定することはできない、と論じている [Price 2011, 2013]。Misak [2013] などからパース的真理観との類似性が指摘されるこのプライスの議論が示しているのは、《整合性という妥当性基準の有効射程を限定する》という路線を擁護するためにはプラグマティズムと反表象主義を採用しさえすればよい、という単純な議論が成立しない、ということである。《整合性規範としての真理》という構想の解説としては [井頭 2014a] を、プラグマティズムと反表象主義を含むプライスのメタ哲学的構想については [井頭 2014b] を参照せよ。

- (35) ここで示されている路線で様相概念について検討を進めている先行研究は多くはないが、様相を《世界の特徴》と捉えて形而上学的探求の対象とするのではなく、様相概念の役割を《我々の言語規則の明示化》という観点から捉えようとする expressivism 路線とは親近性が高い。この路線については [Brandom 2006] および [Price 2008] を、またこのプログラム全体の概要については [Price 2013] および [井頭 2014b] を参照のこと。

なお、両立論的立場の分類に際してしばしば用いられるのは、非両立論を擁護するための [Inwagen 1975: 191] の帰結論証のどの部分を否定するか、という基準である。ここで詳述することはできないが、本稿で検討された「様相的特徴の物語り間スライドの拒否」という路線は、帰結論証における前提 (3) を

否定することになるのではないか、と筆者は考えている。

(36) たとえば以下の箇所を参照のこと。

物語り行為による過去の出来事の構成、すなわち意味付与作業には終わりが無いということです。…クワインが『いかなる言明も改訂を免れない』と言った意味で、歴史記述は『修正』や『改訂』を免れることはできず、またそれを絶えず要求しているのです。

[野家 2007b : 84?5]

『始め』は先行する出来事の『終わり』でもあり、『終わり』は後続する出来事の『始め』でもあるであろう。こうして個々の出来事は常にすでに、より広い文脈の『始め』と『終わり』の中に、すなわち『物語り』の中に置かれているのである。その意味で、両者のあいだに介在する循環構造こそが、物語りの構成と同時に出来事的分節化をも可能にしているのだといえることができる。

[野家 2005 : 314]

自然的出来事が位置価をもちうる人間的関心の文脈こそが『物語り』にはかならない。その物語りの中に位置価をもたないほとんどの自然現象は、出来事として認知されることすらなく、ただ過ぎ去っていくのみである。『冷夏』が出来事として認知されるのは、それが冷害や米不足なる人間的出来事と結びついて一つの物語りを構成しうるからであり、それを離れて自然界に『冷夏』なるものが存在するわけではない。

[野家 2005 : 315]

(37) (<http://www.soc.hit-u.ac.jp/~decontext/about.html>) / 2014年3月21日確認。

参考文献

Brandom, R.

2008 *Between Saying and Doing: Toward an Analytic Pragmatism*. Oxford U. P.

Davidson, D.

1970 (1991) Mental Event. In his *Truth and Interpretation*. (『真理と解釈』野本ほか訳、勁草書房。)

1969 (1990) The Individuation of Events. In his *Essays on Actions and Events*. Clarendon Press. (『行為と出来事』服部ほか訳、勁草書房。)

1985 (2006) Reply to Quine on Events. In *Actions and Events: Perspective on the Philosophy of Donald Davidson*. E. Lepore and B. McLaughlin (eds.). Blackwell. (『出来事についてのクワインへの返答』、『現代形而上学論文集』柏端ほか(編・訳)、勁草書房。)

Inwagen, P. van

1975 (2010) The Incompatibility of Free Will and Determinism. In *Philosophical Studies* 27. (『自由意志と決定論の両立不可能性』、『自由と行為の哲学』門脇俊介、野矢茂樹(編・監修)、春秋社。)

1998 The Mystery of Metaphysical Freedom. In *Metaphysics: The Big Questions*. P. van Inwagen and D. Zimmerman (eds.). Blackwell.

Menzies, P. & H. Price

1993 Causation as a Secondary Quality. In *British Journal for the Philosophy of Science* 44 (2).

Misak, C.

2013 *The American Pragmatists*. Oxford U. P.

Papineau, D.

- 1993 *Philosophical Naturalism*. Blackwell.
- Price, H.
- 2008 Will There Be Blood? Brandom, Hume, and the Genealogy of Modals. In *Philosophical Topics* 36 (2).
- 2011 *Naturalism without Mirrors*. Oxford U. P.
- 2013 Prospects for Global Expressivism. In *Expressivism, Pragmatism and Representationalism*. H. Price, S. Blackburn, R. Brandom, P. Horwich and M. Williams. Cambridge U. P. .
- Quine, W. V.
- 1985 Events and Reification. In *Actions and Events: Perspective on the Philosophy of Donald Davidson*. E. Lepore and B. McLaughlin (eds.). Blackwell.
- 1993 (1996) In Praise of Observation Sentence. In *The Journal of Philosophy* 60 (3). (「観察文をたたえて」、『思想』861号、富田恭彦訳。)
- Ross, D., J. Ladyman & H. Kincaid
- 2013 *Scientific Metaphysics*, Oxford U. P.
- Shaffer, J.
- 2005 Contrastive Causation. In *Philosophical Review* 114.
- Wetzel, L.
- 2006 Types and Tokens. In *Stanford Encyclopedia of Philosophy*.
(<http://plato.stanford.edu/entries/types-tokens/>) (Mar 21, 2014) .
- 井頭 昌彦
- 2010 『多元論的自然主義の可能性：哲学と科学の連続性をどうとらえるか』、新曜社。
- 2011 「多元論的自然主義は怠惰な形而上学なのか?」、第一回自然主義研究会（於 東北大学文学部）発表資料 (<http://hdl.handle.net/10086/26034>)。
- 2012 「〈心をもったロボットをつくる〉というプロジェクトはどのようなものでありうるか」、『思索』第四十五号（野家啓一先生御退職記念号）。
- 2014a 「プラグマティズム概論」、一橋哲学社会思想学会（於 一橋大学）レクチャー資料（発表者より入手可能）。
- 2014b 「《プラグマティックな自然主義》と3つの課題」、『思索』第四十七号（座小田豊先生御退職記念号）。
- 伊佐敷 隆弘
- 2005 「出来事の同一性に関するデイヴィッドソン説とクワイン説：因果基準と時空基準」、宮崎大学教育文化学部紀要『人文科学』第13号。
- 大森 莊蔵
- 1999 『大森莊蔵著作集〈第9巻〉時は流れず』、岩波書店。
- 門脇 俊介 & 野矢 茂樹
- 2010 『自由と行為の哲学』門脇俊介、野矢茂樹（編・監修）、春秋社。
- 鈴木 生郎、秋葉 剛史、谷川 卓、倉田 剛
- 2014 『現代形而上学：分析哲学が問う、人・因果・存在の謎』、新曜社。
- 千葉 胤久
- 2012 「フッサールの「動機づけ」概念と行為論」、『思索』第45号。
- 野家 啓一

2005『物語の哲学（増補版）』、岩波書店。

2007a「ホモ・ナランスの可能性」、『ヒトと人のあいだ』野家啓一（編）、岩波書店。

2007b『哲学塾：歴史を哲学する』、岩波書店。

美濃 正

2008「決定論と自由」、『岩波講座哲学2：形而上学の現在』、岩波書店。

山田 圭一

2012「物語りえず語りうる過去：大森過去論と野家物語り論の比較を通じて」、『思索』第45号。

（一橋大学大学院社会学研究科准教授）